

5 里親等への委託の推進に向けた取組

改正児童福祉法では、「家庭養育優先原則」が明記され、子どもの最善の利益を実現するため、子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、子どもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにしなければならないとされており、代替養育を必要とする子どもについては、里親等への委託を推進する必要がある。

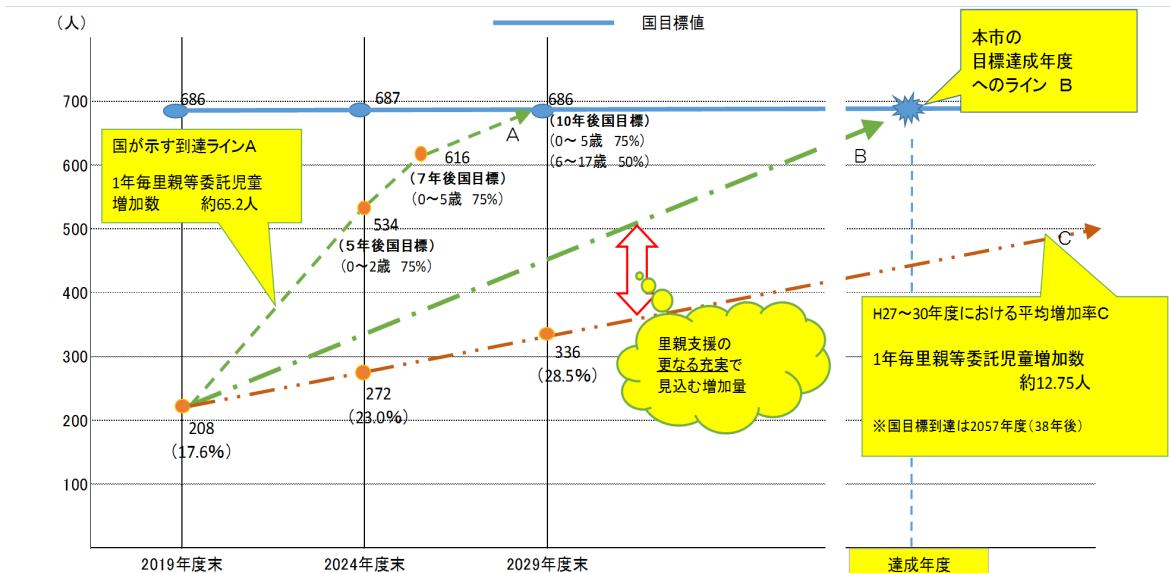
そのため、里親やファミリーホームへの委託が必要な子ど�数の見込みと里親の状況を踏まえ、大阪市における里親等委託率の目標設定を行い、里親委託推進のための取組みを行う。

① 大阪市における里親等委託率の目標

里親等委託率の数値目標設定の考え方について、国の目標達成期限（3歳未満の子どもは5年以内に75%以上、3歳から就学前の子どもは7年以内に75%以上、学童期以降の子どもは10年以内に50%以上）に当てはめた場合、（図表19）のとおり、1年間に65.2人の子どもを新たに里親等に委託する必要があるが、里親等が急激に増加することによるリスクがある。

- i 不適切養育による里親から里子への虐待のリスク
- ii 十分な里親支援体制が取られていない場合、里親と里子の関係性が悪化した結果、里親宅を転々とすることで里子の心の傷つきが深まるリスク

（図表19）里親等委託率の数値目標設定の考え方について（グラフ）



（※）代替養育が必要な子ど�数について、令和11年度までは（図表11）のとおりほぼ横ばいの傾向が続くことから、2030（令和12）年度以降についても1,180人で推移するものと類推し、里親等委託が必要な子ど�数は686人と類推した。

また、国も、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」15ページ後段で、『個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭的養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるべきであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。』と、目標達成のためだけの里親等委託については危惧を示している。

これらのリスクや危惧を鑑み、10年後（令和11年度）の里親等委託率の数値目標については、国の目標を最終的に目指しつつ、大阪市として10年後のあるべき養育形態を検討し、設定することとした。

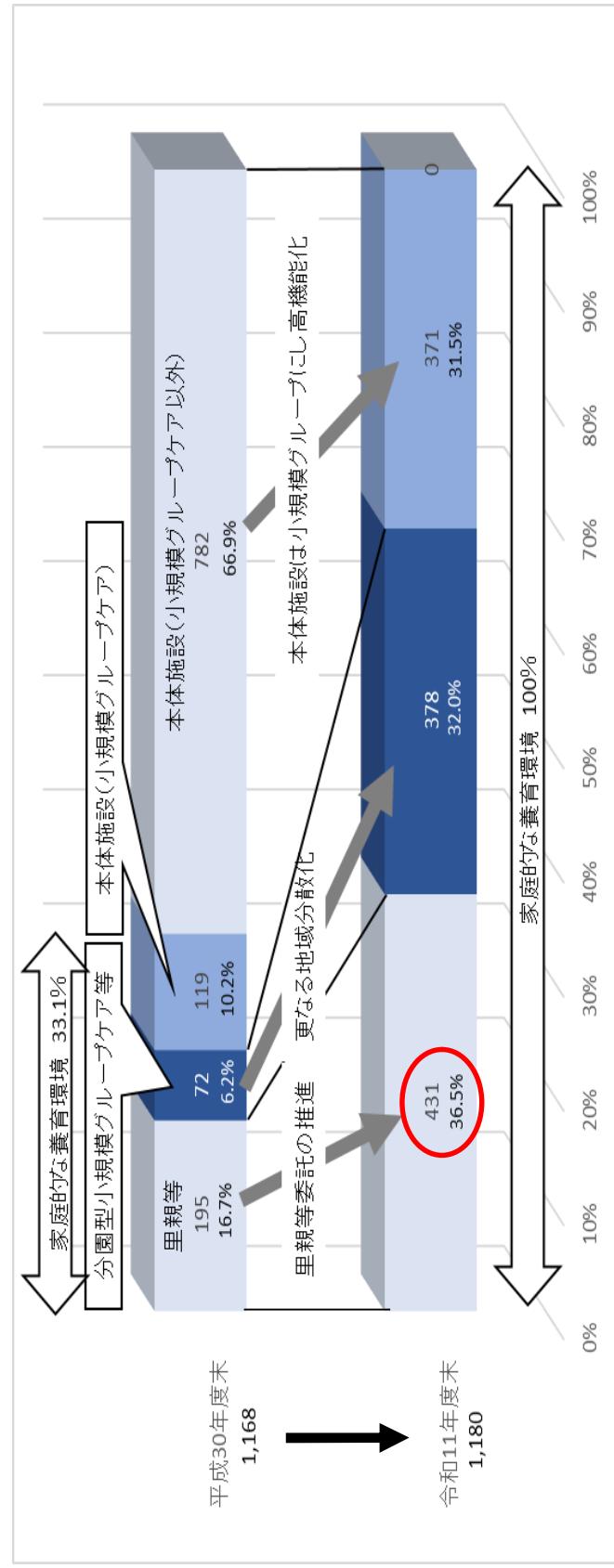
大阪市の考える10年後のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべての子どもに家庭的な養育環境を整えることが必要であることから、10年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託を合わせてすべての子どもが家庭的な養育環境で生活できる状態を実現する（図表20）。

施設の小規模かつ地域分散化および高機能化を進めることで、（図表20）のとおり、本体施設（小規模グループケア以外）は0%となり、本体施設の小規模グループケアと分園型小規模グループケア等の整備を進めても、受け皿となる定員数は平成30年度末の973人から令和11年度末では749人と、224人の定員減となるため、代替養育が必要となることの数の受け皿のためには里親等委託児童数を431人とする必要があり、その時の里親等委託率は36.5%となる。

(図表20) 令和11年度末における大阪市のあるべき養育形態

►家庭養育優先の理念に基づき、里親等への委託を更に進めつつも、施設養育においても、すべての児童に家庭的な養育環境を整えることが必要。

↑10年間で、本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとする。



►里親等委託の推進による里親等委託児童数は431人（委託率36.5%）となる。